地方独立行政法人下関市立市民病院の保有する個人情報の保護に関する規程

令和５年４月１日
規程第４０号

目次
第１章　総則（第１条—第３条）
第２章　管理体制（第４条—第８条）
第３章　役職員の責務（第９条・第１０条）
第４章　教育研修（第１１条）
第５章　保有個人情報の取扱い（第１２条—第１９条）
第６章　情報システムにおける安全の確保等（第２０条—第３４条）
第７章　情報システム室等の安全管理（第３５条・第３６条）
第８章　保有個人情報の提供（第３７条）
第９章　個人情報の取扱いの委託等（第３８条・第３９条）
第１０章　サイバーセキュリティの確保（第４０条）
第１１章　安全確保上の問題への対応（第４１条—第４３条）
第１２章　監査及び点検の実施（第４４条—第４６条）
第１３章　個人情報ファイル簿の作成等（第４７条・第４８条）
第１４章　雑則（第４９条—第５２条）
附則

第１章　総則

（目的）
第１条　この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）第６６条第１項の規定に基づき、地方独立行政法人下関市立市民病院（以下「法人」という。）の保有する個人情報の安全管理のために必要かつ適切な事項を定めることにより、法人の業務の適正かつ円滑な運営を図り、もって個人の権利利益を保護することを目的とする。

（適用の範囲）
第２条　法人における保有個人情報の取扱いについては、法、個人情報の保護に関する法律施行令（平成１５年政令第５０７号。以下「令」という。）、下関市個人情報保護法施行条例（令和４年下関市条例第３５号。以下「条例」という。）その他関係法令等に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

（定義）
第３条　この規程において使用する用語は、法、令及び条例において使用する用語の例による。

第２章　管理体制

（総括保護管理者）

第４条　法人に総括保護管理者を置き、経営担当理事をもって充てる。

２　総括保護管理者は、理事長を補佐し、法人における保有個人情報の管理に関する事務を総括する。

（保護管理者）

第５条　保有個人情報を取り扱う各部署に保護管理者を置き、各部署の長をもって充てる。

２　保護管理者は、当該部署における保有個人情報の適切な管理を確保するとともに、保有個人情報を情報システムで取り扱う場合は、当該情報システムの管理者と連携して、その任に当たる。

（保護担当者）

第６条　保有個人情報を取り扱う各部署に、当該部署の保護管理者が指名する保護担当者を置く。

２　保護担当者は、保護管理者を補佐し、当該部署における保有個人情報の管理に関する事務を担当する。

（監査責任者）

第７条　法人に監査責任者を置き、事務部副部長をもって充てる。

２　監査責任者は、保有個人情報の管理の状況について監査する任に当たる。

（個人情報管理部会）

第８条　法人における保有個人情報の管理について必要な事項を協議・調整するため、個人情報管理部会を設置する。

２　個人情報管理部会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第３章　役職員の責務

（役職員の責務）

第９条　役職員は、法の趣旨にのっとり、関連する法令、この規程その他の規程等の定め並びに総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報を取り扱わなければならない。

（守秘義務）

第１０条　役職員又は役職員であった者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第４章　教育研修

第１１条　総括保護管理者は、保有個人情報の取扱いに従事する役職員に対し、保有個人情

報の取扱いについて理解を深め、保有個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行うものとする。

２　総括保護管理者は、保有個人情報を取り扱う情報システムの管理に関する事務に従事する職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、情報システムの管理、運用及びセキュリティ対策に関して必要な教育研修を行うものとする。

３　総括保護管理者は、保護管理者及び保護担当者に対し、各部署の現場における保有個人情報の適切な管理のための教育研修を実施するものとする。

４　保護管理者は、当該部署の職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、総括保護管理者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずるものとする。

第５章　保有個人情報の取扱い

（アクセス制限）

第１２条　保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報等にアクセスする権限を有する役職員の範囲と権限の内容を、当該役職員が業務を行う上で必要最小限の範囲に限るものとする。

２　アクセス権限を有しない役職員は、保有個人情報にアクセスしてはならない。

３　役職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で個人情報にアクセスしてはならず、アクセスは必要最小限としなければならない。

（複製等の制限）

第１３条　保護管理者は、役職員が業務上の目的で保有個人情報を取り扱う場合であっても、次に掲げる行為については、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を必要最小限に限定するものとする。

(1) 保有個人情報の複製

(2) 保有個人情報の送信

(3) 保有個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持出し

(4) 前３号に掲げるもののほか、保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為

２　役職員は、前項の行為を行うときは、保護管理者の指示に従い、当該行為を行うものとする。

（誤りの訂正等）

第１４条　役職員は、個人情報の内容に誤り等を発見した場合は、保護管理者の指示に従い、訂正等を行うものとする。

（媒体の管理等）

第１５条　役職員は、保護管理者の指示に従い、個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行うものとする。

２　役職員は、保有個人情報が記録されている媒体を外部へ送付し、又は持ち出す場合には、必要に応じパスワード等（パスワード、ＩＣカード、生体情報等をいう。以下同じ。）を使

用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講じるものとする。

（誤送付等の防止）

第１６条　役職員は、保有個人情報を含む電磁的記録又は媒体の誤送信、誤送付、誤交付又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、個別の事務・事業において取り扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じ、複数の職員による確認やチェックリストの活用等の必要な措置を講じるものとする。

（廃棄等）

第１７条　役職員は、保有個人情報等又は保有個人情報等が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報等の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行うものとする。

２　保有個人情報の消去又は保有個人情報が記録されている媒体の廃棄を委託する場合（２以上の段階にわたる委託を含む。）には、必要に応じて職員が当該消去及び廃棄に立ち会い、又は写真等を付した当該消去及び廃棄を証明する書類を受け取るなど、委託先において当該消去及び廃棄が確実に行われていることを確認するものとする。

（保有個人情報の取扱状況の記録）

第１８条　保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備して、当該保有個人情報の利用及び保管等の取扱いの状況について記録するものとする。

（外的環境の把握）

第１９条　保護管理者は、保有個人情報が外国において取り扱われる場合は、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

第６章　情報システムにおける安全の確保等

（アクセス制御）

第２０条　保護管理者は、保有個人情報（情報システムで取り扱うものに限る。以下この章（第３２条を除く。）において同じ。）の秘匿性等その内容に応じて、認証機能を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずるものとする。

２　保護管理者は、前項の措置を講じる場合には、パスワード等の管理に関する定めを整備（その定期又は随時の見直しを含む。）するとともに、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとする。

（アクセス記録）

第２１条　保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報へのアクセス状況を記録し、その記録（以下「アクセス記録」という。）を一定の期間保存し、及びアクセス記録を定期的に分析するために必要な措置を講ずるものとする。

２　保護管理者は、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な消去等の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

（アクセス状況の監視）

第２２条　保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容及びその量に応じて、当該保有個人情報への不適切なアクセスの監視のため、保有個人情報を含むか又は含むおそれがある一定量以上の情報が情報システムからダウンロードされた場合に警告表示がなされる機能の設定、当該設定の定期的な確認等の必要な措置を講ずるものとする。

（管理者権限の設定）

第２３条　保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講ずるものとする。

（外部からの不正アクセスの防止）

第２４条　保護管理者は、保有個人情報等を取り扱う情報システムへの外部からの不正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必要な措置を講ずるものとする。

（不正プログラムによる漏えい等の防止）

第２５条　保護管理者は、不正プログラムによる保有個人情報等の漏えい等の防止のため、ソフトウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染防止等に必要な措置（導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。）を講ずるものとする。

（情報システムにおける保有個人情報の処理）

第２６条　役職員は、保有個人情報について、一時的に加工等の処理を行うため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、当該処理終了後は、不要となった情報を速やかに消去するものとする。この場合において、保護管理者は、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、随時、消去等の実施状況を重点的に確認するものとする。

（暗号化）

第２７条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、暗号化のために必要な措置を講ずるものとする。

２　役職員は、その処理する保有個人情報について、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化を行うものとする。

（記録機能を有する機器・媒体の接続制限）

第２８条　保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該保有個人情報の情報漏えい等、滅失又は毀損の防止のため、スマートフォン、ＵＳＢメモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限（当該機器の更新への対応を含む。）等の必要な措置を講ずるものとする。

（端末の限定）
第２９条　保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末を限定するために必要な措置を講ずるものとする。

（端末の盗難防止等）
第３０条　保護管理者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講ずるものとする。
２　役職員は、保護管理者が必要があると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んではならない。

（第三者の閲覧防止）
第３１条　役職員は、端末の使用に当たっては、保有個人情報等が第三者に閲覧されることがないよう、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずるものとする。

（入力情報の照合等）
第３２条　役職員は、情報システムで取り扱う保有個人情報の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該保有個人情報の内容の確認、既存の保有個人情報との照合等を行うものとする。

（バックアップ）
第３３条　保護管理者は、保有個人情報の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずるものとする。

（情報システム設計書等の管理）
第３４条　保護管理者は、保有個人情報に係る情報システムの設計書、構成図等の文書について外部に知られることがないよう、その保管、複製、廃棄等について必要な措置を講ずるものとする。

第７章　情報システム室等の安全管理

（入退管理）
第３５条　保護管理者は、保有個人情報を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を設置する室その他の区域（以下「情報システム室等」という。）に立ち入る権限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者についての識別化、部外者が立ち入る場合の職員の立会い又は監視設備による監視、外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持出しの制限又は検査等の措置を講ずるものとする。
２　保護管理者は、保有個人情報を記録する媒体を保管するための施設を設けている場合においても、必要があると認めるときは、前項と同様の措置を講ずるものとする。
３　保護管理者は、必要があると認めるときは、情報システム室等の出入口の特定化による入退の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずるものとする。

４　保護管理者は、情報システム室等及び保管施設の入退の管理について、必要があると認めるときは、立入りに係る認証機能を設定し、及びパスワード等の管理に関する定めの整備（その定期又は随時の見直しを含む。）、パスワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずるものとする。

（情報システム室等の管理）

第３６条　保護管理者は、外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等に施錠装置、警報装置、監視設備の設置等の措置を講ずるものとする。

２　保護管理者は、災害等に備え、情報システム室等に、耐震、防火、防煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確保、配線の損傷防止等の措置を講ずるものとする。

第８章　保有個人情報の提供

第３７条　保護管理者は、法第６９条第２項第３号及び第４号の規定に基づきに基づき他の行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、法第７０条の規定に基づき、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について提供先との間で書面（電磁的記録を含む。）を取り交わすものとする。

２　保護管理者は、法第６９条第２項第３号及び第４号の規定に基づき他の行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、法第７０条の規定に基づき、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずるものとする。

３　保護管理者は、法第６９条第２項第３号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、法第７０条の規定に基づき、前2項に規定する措置を講ずるものとする。

第９章　個人情報の取扱いの委託等

（業務の委託等）

第３８条　役職員は、保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定してはならない。

２　役職員は、前項の場合においては、契約書に、次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について書面で確認するものとする。

(1)　秘密保持義務に関する事項

(2)　再委託の禁止又は制限に関する事項

(3)　委託する業務で取り扱う個人情報に係る次に掲げる事項

　ア　目的外使用の禁止及び第三者への提供の禁止に関する事項

　イ　複写及び複製の禁止に関する事項

　ウ　受払い及び搬送に関する事項

　エ　保管方法及び返還又は廃棄に関する事項

(4) 作業場所、作業範囲、作業内容及び作業責任区分に関する事項
(5) 事故発生時の通報及び措置等の報告に関する事項
(6) 立入検査の実施に関する事項
(7) 法令又は前各号に規定する事項で当該委託に係る契約書若しくはその他の書類に明記したものに違反した場合の措置及び当該違反に伴い損害が生じた場合の賠償に関する事項
(8) その他理事長が必要と認める事項

３　第１項の場合には、取扱いを委託する個人情報の範囲は、委託する業務内容に照らして必要最小限でなければならない。

４　役職員は、第１項の場合において、委託する業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて必要があると認めるときは、委託先における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、実地検査等により確認するものとする。

５　役職員は､委託先において､保有個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に第１項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが前項に定める措置を実施するものとする。保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降についても同様とする。

６　役職員は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するものとする。

（保有個人情報の提供等に当たっての措置）

第３９条　役職員は、保有個人情報を提供し、又は保有個人情報の取扱いに係る業務を委託する場合には､漏えい等による被害発生のリスクを低減する観点から､提供先の利用目的､委託する業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容を考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講ずるものとする。

第１０章　サイバーセキュリティの確保

第４０条　個人情報を取り扱い、又は情報システムを構築し、若しくは利用するに当たっては、サイバーセキュリティ基本法（平成２６年法律第１０４号）等を踏まえ、取り扱う保有個人情報の性質等に照らして適正なサイバーセキュリティの水準を確保するものとする。

第１１章　安全確保上の問題への対応

（事案の報告及び再発防止措置）

第４１条　役職員は、保有個人情報の漏えい等安全管理の上で問題となる事案又は問題となる事案の発生のおそれを認識した場合は、直ちに当該保有個人情報を管理する保護管理者に報告するものとする。

２　前項の報告を受けた保護管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずるものとする。ただし、外部からの不正アクセスや不正プログラムの感染が疑われる当該端末等のＬＡＮケーブルを抜くなど、被害拡大防止のため直ちに行い得る措置

については、直ちに行う（役職員に行わせることを含む。）ものとする。
３　第１項の報告を受けた保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、判明次第、総括保護管理者に報告するものとする。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括保護管理者に当該事案の内容等について報告するものとする。
４　総括保護管理者は､前項の規定に基づく報告を受けた場合には､事案の内容等に応じて､当該事案の内容、経緯、被害状況等を理事長に速やかに報告するものとする。
５　保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるものとする。

（法に基づく報告及び通知）
第４２条　保有個人情報の漏えい等が生じた場合であって法第６８条第１項の規定による委員会への報告及び同条第２項の規定による本人への通知を要する場合には、前条各項に規定する措置と並行して、速やかに所定の手続を行うとともに、委員会による事案の把握等に協力するものとする。

（公表等）
第４３条　総括保護管理者は、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報の本人への対応等の措置を講ずるものとする。
２　総括保護管理者は、公表を行う事案については、当該事案の内容、経緯、被害状況等について、速やかに関係機関に報告又は情報提供を行うものとする。

第１２章　監査及び点検の実施

（監査）
第４４条　監査責任者は、保有個人情報の適切な管理を検証するため、第２章から前章までに規定する措置の状況を含む法人における保有個人情報の管理の状況について、必要に応じ随時に監査（外部監査を含む。以下同じ。）を行い、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

（点検）
第４５条　保護管理者は、各部署における保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

（評価及び見直し）
第４６条　総括保護管理者、保護管理者等は、監査又は点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。

第１３章　個人情報ファイル簿の作成等

（個人情報ファイル簿の作成）

第４７条　保護管理者は、当該部署において個人情報ファイル（法第７５条第２項に規定するものを除く。）を新たに保有しようとするときは、別紙様式により個人情報ファイル簿を作成し、総括保護管理者に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするとき（新たに法第７５条第２項に該当することとなるとき又は該当しないこととなるときを含む。）も、同様とする。

（個人情報ファイル簿の公表）
第４８条　総括保護管理者は、前条の規定による届出があったときは、当該個人情報ファイル簿を一つの帳簿としてまとめ、事務部の窓口に備えて一般の閲覧に供するとともに、法人のホームページに掲載して公表するものとする。

第１４章　雑則

（利用目的の公表）
第４９条　法人における個人情報の利用目的は、法人のホームページに掲載する等の方法により公表するものとする。

（苦情への対応）
第５０条　総括保護管理者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めるものとする。
２　総括保護管理者は、前項の目的を達成するために、苦情処理窓口を設け、その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（運用状況の公表）
第５１条　条例第１２条の規定による個人情報の開示、訂正及び利用停止の状況の公表は、毎年６月に前年度分について行うものとする。

（その他）
第５２条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

別紙様式（第４７条関係）

個人情報ファイル簿（単票）（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）

個人情報ファイルの名称		
行政機関等の名称		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名　称）	
	（所在地）	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		

<table>
<tr><td rowspan="2">個人情報ファイルの種別</td><td>□法第 60 条第 2 項第 1 号
（電算処理ファイル）</td><td rowspan="2">□法第 60 条第 2 項第 2 号
（マニュアル処理ファイル）</td></tr>
<tr><td>政令第 21 条第 7 項に該当するファイル
□有　□無</td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>行政機関等匿名加工情報の概要</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>備　　　考</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>